

別表（第3条関係）

	実施主体	補助率※	補助対象経費	上限額
海外展開チャレンジ事業	県内事業者 （原則、輸出開始から 6年未満）	1/2 以内	①旅費（海外渡航費・現地宿泊費等） ②通訳・翻訳費 ③輸送費 （パンフレット・サンプル輸送費等） ④商談会・展示会出展費 （展示装飾・ブース設営経費含む） ⑤広告宣伝費 （商談で使用するパンフレット作成等） ⑥認証取得費 ⑦商品開発費	30万円
	県内事業者	1/2 以内		30万円
輸出拠点強化支援事業	農業法人、農業協同組 合、農業者（個人の場合 3人以上の組織）、 直売所等出荷協議会等	定額	（輸出用で商談を行う計画のあるものに 限る） ⑧販売促進費 （試食サンプル費、販促資材費等） ⑨分析・検査費 （栄養成分分析、残留農薬検査等）	100万円
	県内事業者	1/2 以内		100万円
輸出先進モデル育成支援事業	農林水産業を営む法 人、協同組合、共同出 資法人、農林水産漁業 者（個人事業者の場合 3人以上の組織）	定額		

※算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。